**第８章　　VOC（揮発性有機化合物）の取扱量等について**

　府条例の届出では、VOC (揮発性有機化合物)に該当する物質を個々に指定するのではなく、沸点などの物性からVOCに該当する有機化合物を選び出し、その合計量（事業所内の合計量）を届出の対象としています。該当する物質例は、p10-30～10-35を参照してください。

**１）VOCの取扱量等の算出方法について**

印刷、塗装、接着の工程では、VOCの全量を対象にしてください。

印刷、塗装、接着以外の工程では、沸点150℃以下の物質のみを対象にしてください。

**VOCに該当する量のイメージ**(網掛け部分がVOCに該当します。)

**沸点150℃以下の**

**VOC**

**沸点150℃超の**

**VOC**

水分、蒸発する

無機物

不揮発分

塗装・印刷・接着

この部分に該当する物質が取扱量の把握対象。

**沸点150℃以下の**

**VOC**

沸点150℃超の

VOC

水分、蒸発する

無機物

不揮発分

上記３工程以外

この部分に該当する物質が取扱量の把握対象。

＜　算出フロー　＞

取り扱っている原材料・資材等

いいえ

はい

いいえ

はい

原材料・資材等の中に揮発性のある有機化合物

（沸点温度に関らず）が１％(質量)以上含まれていますか。

その原材料・資材等は

VOCの把握対象に該当しません。

その原材料・資材等は、塗装、印刷又は接着の工程で使われますか。

沸点が150℃以下のVOC合計量が原材料・資材等に占める割合を含有率として求めてください。

ただし、含有率が１％(質量)未満の場合はVOCの把握対象に該当しません。

原材料・資材等中のVOCの含有率をもとにして求めてください。

**２）化学反応を伴う工程でのVOC取扱量等の求め方**

化学反応でVOCに該当する物質を製造又は使用する場合には、化学反応によってVOCが新たに生成したり消費したりします。このような場合、沸点150℃以下のVOC量を各段階で算出してください。

また、精製を伴う場合にも、沸点150℃以下のVOC量を、精製前後で算出してください。

一連の工程について、以上のように算出した各段階のVOC量のうち、最大となる段階のVOC量を取扱量としてください。

なお、ある工程のVOCを他の工程の原料として使用するなど、VOC取扱量が最大となる段階が判断できない場合には、①事業所に搬入されるVOC合計量（事業所の入口側のVOC合計量）か、②製品としての搬出量、環境への排出量（排ガス処理、排水処理等により除去される場合には除去前の量）、廃棄物等での移動量を合計したVOC合計量（事業所出口側のVOC合計量）のどちらか多い方を届出してください。

**３）届出の対象外となるVOC**

以下の物質は浮遊粒子状物質やオキシダントの生成原因にならないと考えられており、届出の対象外となりますので、注意してください。

* メタン
* クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22)
* ２-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HCFC-124)
* 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b）
* 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b)
* 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca）
* 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb）
* 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名HFC-43-10mee）

**４）燃料に含まれるVOCの扱い**

ボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のVOC取扱量等の対象から除いてください。ただし、製油所、油槽所のように、通常、燃料として使用される製品を製造・貯蔵する場合は、VOCの取扱量等の対象です。

**５）VOCに係る情報提供**

VOCの成分、含有率、沸点等の情報は、基本的にはSDS等の記載内容から把握することとしていますので、可能な限り原材料や資材等の購入元や製造元から、必要なデータを入手してください。

また、VOCを含む製品（原材料等）を製造される事業所では、上記の趣旨をご理解いただき、可能な限り製品の供給先等にVOC含有率等の情報を提供してください。また、製品の供給先がVOCの排出量・移動量などの算出にあたって必要となる情報がある場合にも、必要なデータの提供についてご協力ください。